

## 陳情第61号

### 公衆無線LANサービスにおける運用形態の改善及びオープンローミングの導入について

令和8年4月4日受理

現在、市が提供している公衆無線LANサービスは、「AKITACITY\_FREE\_Wi-Fi」、「Akita-City\_WiFi」、「satake1025」、「akitacitylib」、「AKITACITY\_FREE\_Wi-Fi\_CC」であり、複数のSSIDが施設ごとに乱立しております。この現状は以下の重大な問題を引き起こしています。

第1に、SSIDごとに個別の利用登録を要するため、利便性が極めて低い点です。これは市民はもとより、特に短期滞在者（観光客・ビジネス客）の利用を著しく妨げており、整備費用に対する効果を限定的なものにしています。

第2に、最大の懸念として、現在の本市のサービスには無線通信の暗号化が施されていないものもあり、利用者のセキュリティーやプライバシーが危険にさらされている点があります。行政が提供するインフラとして、安全性の欠如は看過できない問題です。

つきましては、これらの課題を一掃し、国際標準かつ安全な通信環境を提供するため、東京都や大阪府等で導入が進んでいるグローバルな公衆無線LAN相互接続基盤であるオープンローミングへの準拠を軸とした公衆無線LANサービスの再編について、下記のとおり陳情いたします。

#### 記

- 1 施設ごとに分断された現在のサービスを、一度の認証で世界中の対応拠点と自動接続可能なオープンローミング対応へ順次移行すること。
- 2 オープンローミングの仕組みを活用し、無線区間の暗号化を徹底することにより、利用者のプライバシー及びセキュリティーを保護する環境を構築すること。
- 3 市民及び国内外の旅行者等が特別な手続なしに接続できる環境を整備し、観光振興及び公共施設の利便性向上を図ること。

豊かな学びの実現、教職員定数改善及び義務教育費国庫負担割合引上げに関する意見書の提出について

令和8年5月7日受理

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、カリキュラム・オーバーロード、教職員の長時間労働など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増などの教職員定数改善が不可欠です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制の標準の引下げ、少人数学級の実現が必要です。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも、一人一人の子どもに教職員がより丁寧に関わることができるよう、独自の少人数学級を実施しているところですが、義務教育費国庫負担割合は3分の1と少なく、自治体財政を圧迫している状況にあります。

つきましては、令和9年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

記

- 1 子どもたちの教育環境改善、教職員の働き方改革及び長時間労働是正のため、加配教員の増員や少数職種の配置増などの教職員定数改善や働き方改革を実行するために必要な予算措置を講ずること。
- 2 高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制の標準の引下げ等、少人数学級の実現について検討すること。
- 3 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配定数の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。
- 5 教育課程の時数と内容の過多（カリキュラム・オーバーロード）は、子どもや教職員に過大な負担となることから、学習指導要領の内容の精選等を行うこと。
- 6 教職員の新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財源措置を講ずること。
- 7 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、

定数の加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

非核三原則の堅持を求める意見書の提出について

令和8年5月15日受理

日本は世界で唯一の戦争被爆国として、核兵器の非人道性を世界に訴え続けてきました。その基本理念として、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は、国是として長年にわたり堅持され、国内外から高く評価されています。

しかし近年、国際情勢の緊張の高まりを背景に、核共有や核抑止力の強化に関する議論が行われるなど、非核三原則の形骸化につながりかねない動きが懸念されています。

被爆者の高齢化が進む中、核兵器の悲惨さを風化させず、再び広島・長崎の惨禍を繰り返さないためにも、日本政府が非核三原則を堅持し、核兵器廃絶に向けた国際的役割を果たすことが強く求められているものと考えます。

つきましては、非核三原則を堅持し、核兵器のない平和な世界の実現に向け積極的に取り組むことについて、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出して下さるよう陳情いたします。

最低賃金の改正と中小企業・小規模事業者支援策の拡充等に関する意見書の提出について

令和8年5月19日受理

食品などの生活必需品の値上がりが続き、秋田県民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近くで働くパート、派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業者の経営にも打撃を与えています。

物価高騰から労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、2025年春闘で生じた賃金引上げの動きを加速させ、GDPの約6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の引上げによる賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金制度の問題は、最低賃金が低すぎて生活できない、全国一律制ではないため、最低賃金額の高い都府県に労働者が流出する、中小企業支援が不十分の3つです。

2025年度の地域別最低賃金額の改定によって、全国加重平均額は1,121円（前年度比66円の増、6.3%の引上げ）となりましたが、もともと低額なため、生活改善が実感できる引上げとはなっていません。2025年度の改定では、最も高い東京都でも時給1,226円、秋田県では1,031円、最も低い県では1,023円にとどまり、月150時間勤務した場合の月収は約15万3,000円から18万3,000円程度であり、最低賃金法第9条の「労働者が健康で文化的な最低限度の生活」を確保することはできません。

現行法では、最低賃金決定の3要素である「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況、冷え込んだ指標を基に最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は、低い地域を考慮して決められています。このように地域別制度には、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流出を止めることもできません。最低賃金額が低い地域では、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる面で生活と経済の格差につながっており、このことが経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。

最低賃金を引き上げるためには、相応の財源捻出をする決断も含め、国による抜本的な中小企業・小規模事業者支援の強化が必要です。政府も中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画等を進めていますが、多くの地方最低賃金審議会の答申及び附帯決議において示された、社会保険料の減免や新たな支援金制度の創設、中小企業が労務費を販売価格に転嫁できるようにする取引の適正化といった環境整

備をさらに強力に進めることが求められています。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を引き上げることで、地域の中小企業・小規模事業者の経営状態も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

また、2025年度の改定では、発効時期をこれまでの10月から後ろ倒しする地域が増え、その差は最大6か月となり、同じ最低賃金額でも年収が大きく異なってしまう新たな地域間格差が顕在化しました。全ての地域で発効後の地域間格差は212円から203円へと9円縮小しますが、半年間は212円から275円へと拡大し、63円の差が生じます。秋田県では、10月からの1年間で見ると目安額を大幅に下回ることとなります。

発効時期の後ろ倒しは、低い最低賃金額を長く据え置き、生活改善を遅らせるとともに、他の地域との間でかつてないほどの格差を労働者に強いることになりました。最低賃金法の賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定を図るという生存権保障の考えを基に審議会運営を行い、発効日を法定どおりの最短にすることは喫緊の課題となっています。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にするとしています。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、循環型地域経済を確立することによって、誰もが安心して暮らせる社会をつくるべきと考えます。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出し、くださるよう陳情いたします。

## 記

- 1 労働者の生活を支えるため、直ちに最低賃金額を大幅に引き上げ、最低賃金額1,500円を早期に達成すること。
- 2 最低賃金を全国一律制度とするよう最低賃金法を改正すること。
- 3 賃金の引上げができ、経営が継続できるように、社会保険料の事業主負担の減免など、中小企業・小規模事業者への支援策を抜本的に拡充・強化すること。
- 4 地方最低賃金審議会に発効日を最短とするよう要請すること。

ツキノワグマの市街地への出没増加対策の財源としての森林環境譲与税  
の積極的活用の検討について

令和8年5月22日受理

秋田市では、令和5年度及び令和7年度に市街地へのツキノワグマの出没が多発し、市民生活に重大な影響が出ています。秋田市だけでなく、秋田県内の市町村の多くがこの問題を抱えています。

この状況に鑑み、林野庁は令和7年12月に「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について（通称:ポジティブリスト）」を更新し、ツキノワグマ対策についても活用可能であることを例示しています。

しかしながら、森林環境譲与税の活用については、県として十分な対応がなされていないように思われます。また、秋田市などツキノワグマの出没に困っている市町村との連携も十分でないことから、秋田市においては積極的に検討していただきたいと考えます。

森林環境譲与税は、国民一人一人の負担を元とする貴重な財源で、この税を最大限活用することにより現実的な課題解決につながり、税の目的（森林の公益的機能強化）と住民の安全を両立させることが可能と思われます。

つきましては、秋田市が他の地方公共団体の先進事例となることを期待し、下記事項について実施するよう陳情いたします。

記

- 1 森林環境譲与税の使途として、林野庁の例示を参考に、秋田市におけるツキノワグマの市街地への出没対策の財源として積極的な活用を検討すること。
- 2 森林環境整備の名目で可能な里山整備や人材育成を通して、間接的にツキノワグマ対策につながる長期的な計画を策定し、森林環境譲与税を財源として積極的に実施していくこと。
- 3 今後、より直接的な名目でツキノワグマ対策に森林環境譲与税を活用することも見据え、県や林野庁と連携を図ること。

ツキノワグマの市街地への出没増加と風力発電施設との因果関係に  
関する科学的検証について

令和8年5月22日受理

秋田市では、2023年度及び2025年度に市街地へのツキノワグマの出没が多発し、市民生活に重大な影響が出ています。特に、小・中学生については、通学などでおびえ、保護者が送迎する事態にまで至っています。

秋田市及び隣接する由利本荘市では、風力発電施設の開発が進み、山間部の尾根筋には既に多くの風力発電施設が建設されており、更新も進んでいます。

海外の風力発電施設のアセスメントでは、野生生物である熊への影響をきちんと調べることがグローバルスタンダードであり、米国バーモント州での調査からは、熊はブナが実っていても風力発電施設を忌避することが科学的にも明らかになっています。海外の事例とツキノワグマの習性から、熊の専門家の中にも風力発電施設の影響について警鐘を鳴らしている方がいます。

しかしながら、日本の環境影響評価（法アセスメント）では、ツキノワグマへの影響について十分に調べられておらず、必須項目にもなっていません。風力発電施設との因果関係を科学的に検証することは急務であると考えます。

つきましては、秋田市が他の地方公共団体の先進事例となることを期待し、下記事項について実施するよう陳情いたします。

記

- 1 秋田市及び隣接する由利本荘市にある既設の風力発電施設について、国、県及び事業者に対し、これまでの調査で判明しているツキノワグマへの風力発電施設の影響について確認すること。
- 2 海外文献や海外アセスメントの状況を加味し、ツキノワグマの市街地への出没リスクが高まるという前提で、現在の風力発電計画を科学的に検証すること。
- 3 風力発電施設のツキノワグマへの影響について、国及び県に対し、さらなる科学的な調査を求めること。

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

令和8年5月26日受理

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっておりますが、2027年度政府予算及び地方財政の検討に当たっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政の確立を目指すことが必要です。

つきましては、下記事項について、国会及び関係行政庁に対して意見書を提出してくださるよう陳情いたします。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。
- 2 子育て施策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組に対する十分な財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自立的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けて、所得税や消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うこと。
- 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を毀損することがないように、あ

らかじめ国と地方の協議の場を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補てんを行うこと。

- 5 地方創生推進費として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置づけること。
- 6 2027年度においては、会計年度任用職員の処遇改善及び全ての職員の給与改定に備えた給与改定費等の十分な財政措置を講じること。
- 7 2023年度からの定年引上げにより、賃金水準が異なる暫定再任用職員とその他の60歳超の職員が併存することを踏まえ、暫定再任用職員の賃金労働条件については、他の60歳超の職員との均衡を図るため、月例給及び一時金をはじめとする抜本的な処遇の改善を図ること。
- 8 自治体情報システムの標準化・共通化に向けては、その移行に係る経費はもとより、移行の影響を受けるシステムの改修経費や大幅な増額が見込まれるシステム運用経費を含め、必要な財源を補てんすること。また、自治体DXに伴うシステム改修や事務、運用に必要な専門職を確保すること。
- 9 地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通網が確保されるよう必要な支援を行うこと。また、こども・子育て政策と同様に、普通交付税の個別算定項目に位置づけ、一層の施策充実を図ること。
- 10 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。
- 11 人口減少に直面する自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図ること。